

## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の減免計算例

減免の要件を満たす方の保険料減免額は、以下の表の計算式によって求められます。

$$\text{減免対象保険料額【表1】} \times \text{減免額または免除の割合【表2】} = \text{保険料減免額}$$

【表1】

減免対象保険料額 = $A \times B / C$
A: 当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額
B: 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C: 被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属するすべての被保険者につき算定した令和3年の合計所得金額

※収入減少が見込まれる種類の令和3年の所得が0円(マイナスを含む)の場合は、上記計算式によりB=0円となるため、減免対象保険料額が0円となります。

※非自発的失業者に係る軽減制度の対象となる方は、減免の対象外となる場合があります。

【表2】

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免額または免除の割合(D)
300万円以下の場合	全額(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者が失業または事業等を廃止した場合は、令和3年の所得額に関わらず、減免対象保険料額の全額が免除されます(減免割合Dが10分の10となります)。

次ページより計算例があります

## ◎計算例

## ① 1人世帯 45歳 営業・給与収入ありの場合

令和3年中の収入額	営業収入 3,000,000 円	営業所得 1,300,000 円
	給与収入 3,000,000 円	給与所得 2,020,000 円
		所得合計 3,320,000 円

令和4年に減少が見込まれる収入 営業収入 2,000,000 円(3割以上減少)

A 令和4年度保険料額 : 451,500 円

B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 営業所得 1,300,000 円

C 令和3年の合計所得金額 : 3,320,000 円

D 減免割合 : 10分の8

## 減免対象保険料額

A 451,500 円 × B 1,300,000 円 ÷ C 3,320,000 円 = 176,792 円

## 減免額

176,792 円 × D 0.8 = 141,433 円 ≒ 141,500 円

## 減免後令和4年度保険料額

A 451,500 円 - 141,500 円 = 310,000 円

## ② 1人世帯 45歳 給与収入のみの場合

令和3年中の収入額	給与収入 5,000,000 円	給与所得 3,560,000 円
		所得合計 3,560,000 円

令和4年に減少が見込まれる収入 給与収入 3,000,000 円(3割以上減少)

A 令和4年度保険料額 : 483,200 円

B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 給与所得 3,560,000 円

C 令和3年の合計所得金額 : 3,560,000 円

D 減免割合 : 10分の8

## 減免対象保険料額

A 483,200 円 × B 3,560,000 円 ÷ C 3,560,000 円 = 483,200 円

## 減免額

483,200 円 × D 0.8 = 386,560 円 ≒ 386,600 円

## 減免後令和4年度保険料額

A 483,200 円 - 386,600 円 = 96,600 円

③ 2人世帯(世帯主、配偶者) 共に45歳  
世帯主 営業収入のみ、配偶者 給与収入のみの場合

令和3年中の収入額 (世帯主) 営業収入 4,500,000 円 営業所得 3,300,000 円  
(配偶者) 給与収入 1,000,000 円 給与所得 450,000 円  
所得合計 3,750,000 円

令和4年に減少が見込まれる収入 営業収入 3,000,000 円(3割以上減少)

A 令和4年度保険料額 : 490,500 円

B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 営業所得 3,300,000 円

C 令和3年の合計所得金額 : 3,750,000 円

D 減免割合 : 10分の8

減免対象保険料額

A 490,500 円 × B 3,300,000 円 ÷ C 3,750,000 円 = 431,640 円

減免額

431,640 円 × D 0.8 = 345,312 円 ≒ 345,400 円

減免後令和4年度保険料額

A 490,500 円 - 345,400 円 = 145,100 円

④ 3人世帯(世帯主・配偶者・子) 夫婦共に45歳・子20歳  
世帯主 給与収入のみの場合

令和3年中の収入額 (世帯主) 給与収入 3,800,000 円 給与所得 2,600,000 円  
所得合計 2,600,000 円

令和4年に減少が見込まれる収入 給与収入 2,400,000 円(3割以上減少)

A 令和4年度保険料額 : 420,400 円

B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 給与所得 2,600,000 円

C 令和3年の合計所得金額 : 2,600,000 円

D 減免割合 : 10分の10

減免対象保険料額

A 420,400 円 × B 2,600,000 円 ÷ C 2,600,000 円 = 420,400 円

減免額

420,400 円 × D 1.0 = 420,400 円

減免後令和4年度保険料額

A 420,400 円 - 420,400 円 = 0 円(全額免除)

⑤ 2人世帯(世帯主・配偶者) 共に45歳  
世帯主 給与収入のみ、配偶者 営業収入のみ 世帯主失業の場合

令和3年中の収入額 (世帯主) 給与収入 5,000,000 円 給与所得 3,560,000 円  
(配偶者) 営業収入 4,500,000 円 営業所得 2,100,000 円  
所得合計 5,660,000 円

令和4年に減少が見込まれる収入 給与収入 0 円(世帯主失業)

- A 令和4年度保険料額 : 742,800 円  
B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 給与所得 3,560,000 円  
C 令和3年の合計所得金額 : 5,660,000 円  
D 減免割合 : 10分の10

減免対象保険料額

A 742,800 円 × B 3,560,000 円 ÷ C 5,660,000 円 = 467,202 円

減免額

467,202 円 × D 1.0 = 467,202 円 ≒ 467,300 円

減免後令和4年度保険料額

A 742,800 円 - 467,300 円 = 275,500 円

⑥ 1人世帯 45歳 営業収入のみ 令和3年中の所得が0 円の場合  
※減免に該当しません

令和3年中の収入額 営業収入 1,500,000 円 営業所得 0 円  
所得合計 0 円

令和4年に減少が見込まれる収入 営業収入 750,000 円(3割以上減少)

- A 令和4年度保険料額 : 20,900 円  
B 令和4年に減少が見込まれる収入に係る令和3年の所得額 : 営業所得 0 円  
C 令和3年の合計所得金額 : 0 円  
D 減免割合 : 10分の10

減免対象保険料額

A 20,900 円 × B 0 円 ÷ C 0 円 = 0 円(減免対象外)